

答申第21号  
平成11年1月28日

兵庫県知事 貝原俊民様

個人情報保護審議会  
会長 錦織成史

個人情報の開示（不存在）の決定に係る異議申立てに対する決定について  
（答申）

平成10年7月1日付諮問第43号で諮問のあった下記の個人情報に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

異議申立人の亡母に係る県立 病院における入院及び通院に関する一切の資料

(別紙)

## 答 申

### 第1 審議会の結論

異議申立人の亡母についての県立 病院における入院及び通院に関する一切の資料に係る開示(不存在)の決定は、これを取り消し、改めて開示又は不開示の決定を行うべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人の亡母に係る県立 病院における入院及び通院に関する一切の資料(以下「本件個人情報」という。)の開示請求に対して、実施機関が平成10年6月8日付けで行った個人情報開示(不存在)決定処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭での意見において述べている異議申立ての理由は、次のように要約される。

実施機関は、本件処分を行った理由として、異議申立人は、個人情報の保護に関する条例(平成8年兵庫県条例第24号。以下「条例」という。)第14条の規定により個人情報の開示請求が認められている者には該当しないためであるとしているが、次の理由により、異議申立人にも開示請求が認められるべきである。

(1) 本件は、平成10年3月 日に県立 病院において死亡した異議申立人の母の治療内容を知るため、亡母の実子である異議申立人が本件個人情報の開示請求を行ったものである。

ところで、情報の本人である母はすでに死亡しているため、本人からの開示請求は不可能である。それにもかかわらず、本人並びに未成年者又は禁治産者の法定代理人以外の者からの開示請求が一切認められないとするならば、本人が死亡した場合、誰も個人情報の開示を請求できないことになり、条例の趣旨にそぐわないと考えられる。

(2) 異議申立人は、亡母の同居の親族であり、病状の経過からしても、本件個人情報が開示されることによって、亡母が遺族にも知られたくないと思っていた情報が開示されるという不利益は考えられない。

(3) 残された遺族としては、詳しい状況を知らされないままに割り切れない思いだけがいつまでも心の中に残っている。

医療過誤を問うという気持ちよりも、どうして母が死に至ったのかということについて、本件個人情報の開示を受けることによって、その真相を知りたい。そして、そうすることによって、少しでも胸につかえた割り切れない思いを拭い去りたい。

- (4) 医療情報の開示という時代の流れからも、今後の状況の進展をまつことなく、死者の情報を遺族の情報として開示をしてほしい。

### 第3 実施機関の説明要旨

実施機関が開示（不存在）理由説明書及び口頭での意見において述べている説明は、次のように要約される。

- 1 個人情報保護制度は、本人に対してのみ自己の個人情報の開示請求を認めるものである。そして、条例第14条の規定により個人情報の開示請求をすることが認められる者は、未成年者又は禁治産者の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合を除けば、当該個人情報の本人に限られている。異議申立人はそのいずれにも該当しないので、異議申立人の請求に対して開示（不存在）の決定をしたものである。
- 2 実質的に判断した場合、本件個人情報を遺族に開示をしても、本人の不利益になる内容は含まれていないと思われるが、たとえ開示をする相手が同居の親族であっても、本人にとって知られたくないという意思が存在する可能性は否定できず、もはや本人にもその意思を確認することができないので、そうした状況の下で本件個人情報の開示をすることは、個人情報の適正な取扱いの確保という観点からも条例の趣旨に反するおそれがある。
- 3 異議申立人が亡母の死に納得できない点については、病院の責任としてできる限り詳細な説明を行い、納得してもらえよう努力をするが、それでも異議申立人が納得できないという場合には、現行制度の枠内でも証拠保全の手続を取ることで、本件個人情報の開示を受けることができるので、その制度を利用すべきである。
- 4 現在、厚生省において、カルテ開示の法制化に向けた動きがあるが、法制化の時期や内容はいまだに定まっていなので、病院としても現時点では、厚生省の動向を見守りたいと考えており、県単独で先行してカルテ等を家族等に開示することは差し控えている状態である。そして、たとえ死者の情報を遺族の情報として開示をするとしても、遺族の範囲が確定できない状況の下で開示をすることは、制度の運用上も適切な取扱いとは認められない。

## 第4 審議会の判断

### 1 基本的な考え方について

この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めるとともに、個人情報の開示等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものである（第1条）。そして、開示請求権を創設した趣旨は、個人情報の保護を図るための重要な担保手段を確保するためである。

したがって、開示請求権が機能する余地を与えた方が、個人情報の保護が空洞化しにくくなるという事情が認められるならば、本人の実質的利益を害さない限りにおいて、本人以外の一定の者に開示請求権を認めても、条例の趣旨にもとるところはないと考えられる。

### 2 本件個人情報について

本件個人情報は、異議申立人の亡母に係る入院の初日から亡くなるまでの間の県立 病院における入院及び通院に関する一切の資料で、具体的には、その間の診療録、検査報告書、看護記録、院内依頼書及び回答書等である。

### 3 本件個人情報の不存在について

本件で開示を求められている個人情報は、平成9年度における診療録等に記載されている個人情報であるので、医師法（昭和23年法律第201号）の規定をまつまでもなく、病院に保存されていることは明らかである。

したがって、本件個人情報が不存在であるということは、個人情報開示（不存在）決定通知書に記載されているように、物理的な意味での不存在ということではなく、異議申立人の個人情報としては存在していないという意味での不存在ということである。

### 4 条例第14条第1項について

(1) 条例上個人情報の開示の請求をすることができるのは、当該個人情報の本人又はその法定代理人（本人が未成年者又は禁治産者の場合）に限られている（第14条）。本件異議申立人が法定代理人に当たらないことは明らかなので、以下では、本件異議申立人が条例第14条第1項の規定に基づいて亡母の個人情報の開示の請求をすることができる者に含まれるかどうかについて検討する。

(2) 本件は、本人が死亡し、その子である異議申立人が開示の請求をした事案であるが、異議申立人及び実施機関が行った説明によると、次のような事情が認められる。

ア 異議申立人は、亡母の実子（三男）であり、亡母が入院前から同人と同居し、

同人が入院後は同人の介護を行ってきたこと。

イ 異議申立人は、亡母の診療の過程において、診療担当医師から数度にわたって同人の診療に関する説明を受けていたこと。

ウ 本件開示請求をすることについて、遺族（本件では、亡母の三人の子）の間に意見の対立がなかったこと。

エ 本件個人情報の性質として、特殊な疾病に見られるように、遺族に対しても開示をしてはならないと考えられる特別な理由は認められないこと。

(3) 以上のことを前提にすると、条例第14条第1項の解釈として、次のように考えることができる。

情報主体である異議申立人の母の死亡後に、個人情報についての情報主体のコントロールを確保するための制度である開示の請求をする権利を遺族に認めることは、個人情報の取扱いの適正な運用を確保するという条例の目的に実質的に反するものではない。

他方、死者本人と遺族とを全く同様に扱うことの当否については、場合によっては、死者本人と遺族との間に利害の対立が生じる局面も考えられないわけではないけれども、本件についていえば、診療の過程において、何度か本人の診療内容等についての説明が既に行われており、その過程において、本件異議申立人を含めた子供達に対する情報の開示について特に本人と区別をするという取扱いをしたような事情はなかったと認められる。

その他、前記(2)の事情を併せ考えれば、本件については、特に亡母の子供という最も本人に近い血縁関係にある異議申立人に死者の個人情報の開示をすることによって、個人情報に関する本人のもっていた利益を確保させることを妨げるような特別な事情は認められず、かえって条例の目的の実質的な実現に資する取扱いになると考えられることから、本件異議申立人をもって、条例第14条第1項の規定に基づいて開示の請求をすることができる者として扱うことが適当であると認められる。

(4) 以上の外、条例第14条第1項に係る実施機関の主張については、次のように考えるのが相当である。

ア 開示の対象となっている個人情報に客観的にみて遺族にも知られたくないとされる個人情報が含まれている場合の取扱いについては、その部分が、条例第17条の開示をしないことができる個人情報に該当するかどうかによって開示又は不開示の判断をすれば足りるので、たとえ、そのような個人情報が含まれていても、そのことをもって、開示請求の資格を否定することにはならないこと。

イ 裁判上、証拠保全の手続を取ることによって、本件個人情報の開示を受ける

ことができるので、条例上の開示の請求をする権利を認める必要がないという点については、条例上の個人情報の開示と裁判上の証拠保全の手續とは、その趣旨、目的を異にするので、たとえ後者によって開示を受けられることがあるとしても、前者の開示を受ける権利を否定する根拠にはならないこと。

ウ 開示の請求をすることができる遺族の範囲が確定できないという点については、従来から病院において診療内容等の個人情報を家族（遺族を含む。）に口頭で説明する過程で、誰に対して説明をするのかということを決めるに当たって、既に実質的な線引きを行ってきているので、殊更開示請求の場合にだけその範囲を確定できないとして、別異に取り扱う理由はないこと。

(5) 最後に、本件のような場合に誰に対して開示の請求をする権利を付与するのは、この条例の解釈・運用に係ることなので、当審議会としてその範囲を示せば、死者本人と密接な関係を有し、かつ本人の死亡を原因として生ずる諸種の法律関係の当事者になり得るとい地位にある者を対象として扱うのが適当である。

以上から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
10 . 7 . 1	・ 諮問書の受付
10 . 7 . 28	・ 実施機関の開示（不存在）理由説明書受付
10 . 8 . 5 (第19回審議会)	・ 審議会に諮問のあった旨を報告
10 . 8 . 13	・ 異議申立人の意見書の受付
10 . 9 . 10 (第21回審議会)	・ 実施機関の職員から開示（不存在）理由等を聴取 ・ 審議
10 . 9 . 16 (第22回審議会)	・ 異議申立人等の意見を聴取 ・ 審議
10 . 11 . 4 (第24回審議会)	・ 審議
11 . 1 . 13 (第28回審議会)	・ 審議